第２回　麻生区岡上地区住居表示検討委員会

次　　第

日　時：令和元年１２月２日（月）午後４時から

場　所：岡上公会堂

議　題

（１）第１回検討委員会における検討内容の確認　【資料１】

（２）市街化調整区域の住居表示について　【資料２】

（３）新町界を検討するにあたっての基準や考え方について　【資料３】

（４）その他

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当：田中、五味、萩本、平山

電話：２００－２７３６

第１回岡上地区住居表示検討委員会摘録

日　時：令和元年９月 27 日（金）午後５時 30 分～午後６時 30 分
場　所：岡上公会堂
出席者：岡上地区住居表示検討委員会委員（別紙参照）
事務局：戸籍住民サービス課　渡辺課長、田中課長補佐、五味、萩本、平山

【議題（1)】検討委員会の名称について
〇検討委員会の名称を「岡上地区住居表示検討委員会」とすることで了承された。

【議題（2)】検討委員会規約について
〇事務局から配布資料に基づき説明し、委員から「規約（案）の２条（2）はどのような内容か」と質問があったため、野川地区での事例と、検討が必要になった場合を想定しての項目である旨を事務局から補足説明した。
〇令和元年９月 27 日から施行することで了承された。

【議題（3)】検討委員会の役員選任について
〇委員長は宮野敏男氏、副委員長は二宮弘史氏とすることで了承された。

【議題（4)】検討委員会設立のお知らせ（案）について
〇事務局から配布資料に基づき説明し、内容について了承された。なお、掲示用のお知らせは配布用の表面を A3 サイズに印刷したものとし、配布用のお知らせについては、岡上町内会に 2,500 枚、岡上西町会に 800 枚を事務局から送付するものとし、100 枚束にしたものを用意すること。

【議題（5)】その他
〇事務局から、次回の検討事項について、配布した参考資料に基づき概要を説明した。
〇川内地区にお住いの方から、「地番を住所として用いているが、住民で協力し合っており支障はないため、住居表示の必要性は感じていない。」との御意見をいただいた他、実施に関する手続きについて数件の問い合わせを受けたことを事務局から報告した。
〇次回の検討委員会は 12 月２日（月）午後４時から岡上公会堂にて開催予定とする。議題については事前に事務局から委員長・副委員長に確認を行い、各委員宛てに事前通知することで了承された。

【資料２】

このアンケートは、岡上の市街化調整区域にお住いの皆様へお願いしております。

現在、川崎市と「住所の表し方勉強会」を通じて、岡上の住居表示について検討を進めております。麻生区における住居表示は対象区域の約 90%を完了し、残る地域は岡上と黒川だけとなりました。今後、数年以内の実施に向けて岡上の住居表示を検討していきたいと考えています。

また、通常は市街化区域が住居表示の対象となり、これまでの住居表示実施においては市街化調整区域を対象としておりません。しかし、岡上のように市街化調整区域に多くの住民が暮らしている地区は他にないため、お住いの皆様へ住居表示の実施について、ご意見を伺う次第です。

なお、記入されたアンケートは、町内会役員にお渡しいただくか公会堂のポストにお入れください。（７月末まで）

質問１．先日配布した「住所の表し方勉強会開催」のチラシを読みましたか？
はい　・　いいえ

質問２．住居表示について理解できましたか？
理解した　・　ある程度理解した　・　理解できなかった

質問３．お住いの地区（調整区域）で住居表示実施を希望しますか？
実施を希望する　・　実施を希望しない　・　わからない（どちらでもない）

その他：ご意見・ご質問がありましたら、以下にご記入ください。

［　　］

ご協力ありがとうございました。
今後、岡上町内会と岡上西町会で検討委員会を設置し、皆様のご意見を参考にして住居表示の実施について検討を進める予定です。よろしければ住所をご記入ください。

岡上＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【お問い合せ先】
岡上町内会　　９８９－６３０１

※住居表示の制度に関するお問い合せは直接、川崎市戸籍住民サービス課（２００－２７３６）へご連絡ください。

岡上地区　住居表示変更についてのアンケート結果報告

令和元年8月5日

上3・4班 川井田1・3・4班	配布数	地区役員回収	公会堂ポスト	無効アンケート	計	回収率
谷戸1・2班	146	65	14	1	78	53.42%

（詳　細）

地区	配布数	回　収　数			
		地区役員回収	公会堂ポスト	無効アンケート	計
上3班	22	10	－	－	10
上4班	16	11	－	－	11
川井田1班	33	9	－	－	9
川井田3班	6	1	－	－	1
川井田4班	23	9	－	－	9
谷戸1班	28	25	－	－	25
谷戸2班	18	0	－	－	0
公会堂ポスト	－	－	14	1	13
計	146	65	14	1	78

質問項目別回答一覧

質問1 「住所の表し方勉強会」のチラシを読みましたか？

	はい	いいえ	無回答	計
対象全地区	61	13	4	78

	はい	いいえ	無回答	
上 3班	8	2	0	10
上 4班	8	2	1	11
川井田1班	6	2	1	9
川井田3班	1	0	0	1
川井田4班	5	4	0	9
谷戸1班	23	1	1	25
谷戸2班	0	0	0	0
公会堂ポスト	10	2	1	13
対象全地区	61	13	4	78

質問2 住居表示について理解できましたか？

	理解した	ある程度理解した	理解できなかった	無回答	計
対象全地区	12	52	10	4	78

	理解した	ある程度理解した	理解できなかった	無回答	計
上 3班	0	8	2	0	10
上 4班	1	8	2	0	11
川井田1班	3	2	2	2	9
川井田3班	0	1	0	0	1
川井田4班	2	4	2	1	9
谷戸1班	0	25	0	0	25
谷戸2班	0	0	0	0	0
公会堂ポスト	6	4	2	1	13
対象全地区	12	52	10	4	78

質問3 お住いの地区(調整区域)で住居表示実施を希望しますか？

	実施を希望する	実施を希望しない	分からない・どちらでもない	無回答	計
対象全地区	13	32	31	2	78

	実施を希望する	実施を希望しない	分からない・どちらでもない	無回答	計
上 3班	0	2	8	0	10
上 4班	3	3	5	0	11
川井田1班	2	2	3	2	9
川井田3班	0	1	0	0	1
川井田4班	2	1	6	0	9
谷戸1班	3	17	5	0	25
谷戸2班	0	0	0	0	0
公会堂ポスト	3	6	4	0	13
対象全地区	13	32	31	2	78

その他：ご意見・ご質問など

① 住所が変更されると、住所変更の手続きをしなければならないところがたくさんあるので面倒。

② 今までと住所が変わると高齢者はおぼえられない。

③ 金融機関への変更手続きなど　手間がかかる。

④ 岡上の地名を変えてほしくない。

⑤ 鶴川駅の開発がはじまり道路などの予定がはっきりしてから表示を変えたほうが後々のことを考えるといいのかなとも思いました。

⑥ 調整区域は、従来のまま残せるのであればそれで良い。

⑦ 自身が現在の住居表示で不便を感じたことはないが、変更があればそれで便利になる区域があるのだろうからそれも良いと考えます。

⑧ よろしくお願いします。　（補足：実施希望の方でした）

⑨ 具体例を案内してほしい。想定される表記（番号）など。

【資料３】

新町界の検討ポイントについて

１　町名の定め方

・原則、従来の名称。（地元で古くから使われている呼称も可能。）
・新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択。

２　町の境界

・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。
・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。

３　町の境界線

・道路のうち、おおむね東西に通ずるものは、原則として南側の側線とする。
・道路のうち、おおむね南北に通ずるものは、原則として東側の側線とする。

４　町の形状

境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないよう、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

５　町名及び丁目の数

・町名を細かく（多く）することは可能。
・町名に丁目をつける場合は１つの町名に対しておおむね、５丁目程度が望ましい。

６　町の数と住居表示の効果

・町を細かくするほど、目的地等が限定され、住居表示の効果が上がる。
・町の範囲については１５ha～２５ha が望ましい。

町の数	１つの場合	２つの場合	３～４つの場合	５つ以上（その他）
特徴	・町全体のため一体感が生まれる ・街区番号が１つのため ・町名に続く住所の数字が大きくなる	・目的地及び所在地がある程度、限定される ・地域の特色が強調される	・町の面積が小さく目的地及び所在地が限定される ・町名に続く住所の数字が小さくなる	・町の面積が小さく目的地及び所在地がかなり限定される ・町名に続く住所の数字がより小さくなる ・分筆を要する可能性有 ・合筆に影響が生じる可能性有
町の数に対する町割りの例	・岡上地区住居表示対象区域（全域）	・主要な道路や水路等で区切る ・旧字界で区切る ・町内会の範囲で区切る		
想定街区（※）	９０以上	４５～６０	３０～４０	２５以下

※建物が多いところは、街区を分割すると枝番が生じにくくなる。
※新しい町名を定めた場合は新しい郵便番号が必要となる。

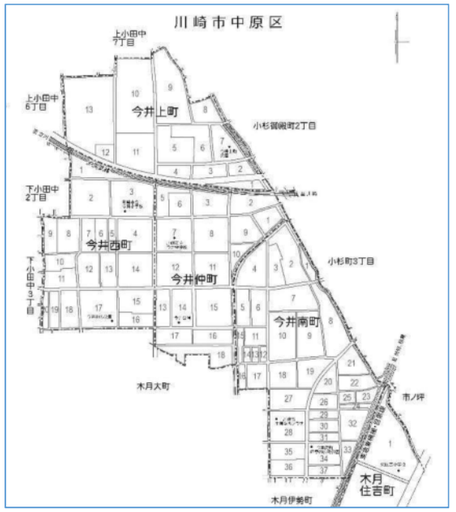

●「丁目」を付けない事例
地　域　：中原区今井地区
町の広さ：６７.７ha
町名の特徴：従来の町名を活かしている。
従来の町名：今井上町
今井西町
今井仲町
今井南町
丁　目　数：なし
最大街区数：３７（２３.６７ha）
最小街区数：１３（１５.３４ha）
実　施　日：平成２７年９月７日

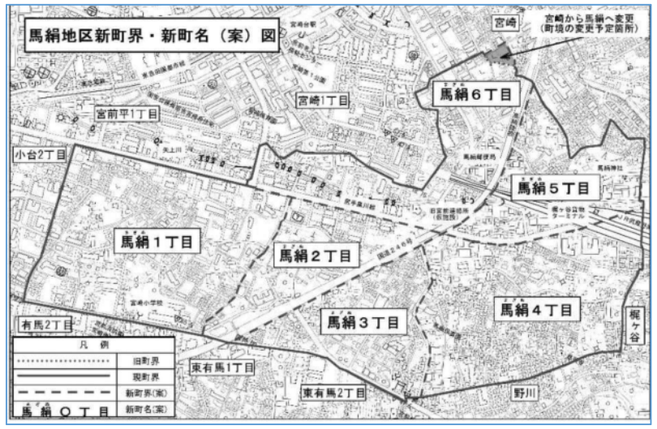

●「丁目」を付けた事例
地　域　：宮前区馬絹地区
町の広さ：１０２.６ha
町名の特徴：従来の町名を活かしている。
従来の町名：馬絹
丁　目　数：６つ
最大街区数：４４街区（２４ha）
最小街区数：１２街区（１１ha）
実　施　日：平成２８年１０月１７日
平成２９年１１月２０日

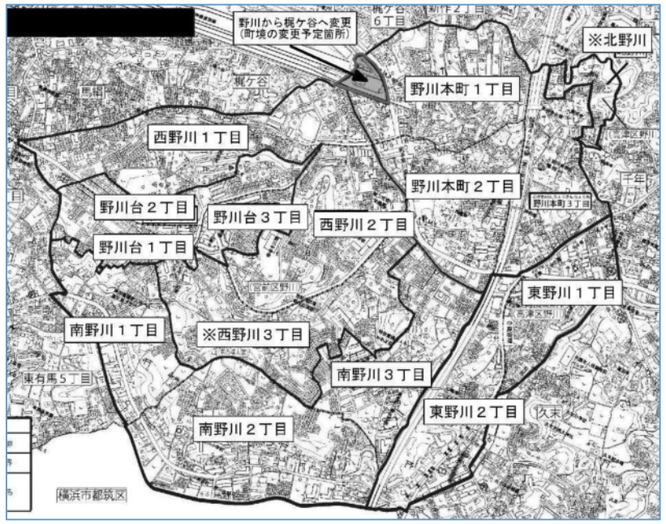

●「新町名」と「丁目」を付けた事例
地　域　：野川地区
町の広さ：２６５.５８ha（宮前区）
４２.５５ha（高津区）
町名の特徴：実施区域が広域のため、従来の町名（呼称）を基に新町名を検討した。
従来の町名：野川
丁　目　数：宮前区→１２つ
高津区→　３つ
最大街区数：４７街区（３０.９９ha）
最小街区数：　８街区（４.６３ha）
実　施　日：平成３０年１１月５日
令和元年１０月１５日